明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕
○家庭電気製品業における景品類の提供に関する公正競争規約外二件の一部変更を認定した件
（公正取引委・消費者庁五）　一
○電波法第百三条の二第二項の総務大臣が指定する周波数を定める件
（総務三四二）　三
○種苗法第十八条第一項の規定に基づき品種登録した件
（農林水産二二〇四）　五
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　一三
特殊法人等
独立行政法人産業技術総合研究所特定計量器型式承認、平成二十三事業年度財務諸表（独立行政法人教員研修センター・独立行政法人情報通信研究機構）、平成二十三年度日本赤十字社業務及び収支決算等、型式適合認定関係　四〇
地方公共団体
行旅死亡人関係　八一
会社その他
会社決算公告　八三

告示

○公正取引委員会・消費者庁告示第五号

不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第百三十四号）第十一条第一項の規定に基づき、別表の「規約」欄記載の規約の一部変更を認定したので、同条第四項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十四年九月二十五日

公正取引委員会委員長　竹島　一彦
消費者庁長官　阿南　久

一　別表の「申請者」欄記載の公正取引協議会の申請に係る同表の「規約」欄記載の規約の一部変更を平成二十四年九月十日付けで認定した。

二　規約に係る事業の種類

別表の「事業の種類」欄記載のとおり。

三　規約の内容

別記のとおり変更する。

四　認定の理由

別表の「規約」欄記載の規約の一部変更の内容を検討した結果、当該規約の一部変更は、それぞれ不当景品類及び不当表示防止法第十一条第二項各号の認定要件に適合すると認められる。

別表

規約	事業の種類	申請者
家庭電気製品業における景品類の提供に関する公正競争規約（昭和五十四年公正取引委員会告示第七号）	家庭電気製品製造業及び販売業	公益社団法人全国家庭電気製品公正取引協議会会長　中鉢　良治
家庭電気製品小売業における表示に関する公正競争規約（昭和五十九年公正取引委員会告示第十三号）	家庭電気製品小売業	公益社団法人全国家庭電気製品公正取引協議会会長　中鉢　良治
家庭電気製品製造業における表示に関する公正競争規約（平成十二年公正取引委員会告示第三十五号）	家庭電気製品製造業、販売業及び輸入販売業	公益社団法人全国家庭電気製品公正取引協議会会長　中鉢　良治

別記

一　家庭電気製品業における景品類の提供に関する公正競争規約の一部を次のとおり変更する。

次の表中下線の表示部分（以下、変更前の欄にあっては「変更部分」と、変更後の欄にあっては「変更後部分」という。）については、次のとおりとする。

㈠　変更部分及びそれに対応する変更後部分が存在するときは、当該変更部分を変更後部分に変更する。

㈡　変更部分のみ存在するときは、当該変更部分を削る。

㈢　変更後部分のみ存在するときは、当該変更後部分を加える。

変更後	変更前
（公正取引協議会の事業） **第6条**　公益社団法人全国家庭電気製品公正取引協議会（以下「公正取引協議会」という。）は、この規約の目的を達成するため、次の事業を行う。 (1)～(10)　（略）	（公正取引協議会の事業） **第6条**　社団法人全国家庭電気製品公正取引協議会（以下「公正取引協議会」という。）は、この規約の目的を達成するため、次の事業を行う。 (1)～(10)　（略）